

2017. 5.12

全国郵便局長会

「貸越サービスの認可」及び「上乗せ規制の撤廃」を切望**<預入限度額>**

全国郵便局長会は、これまで一貫して民営化により損なわれた郵便局の利便性回復措置を要望。昨年4月に預入限度額等を引上げいただいたところ、全国の郵便局に多くの利用者の方から感謝の声。

しかしながら、未だ十分ではなく、また懸念されていた資金シフトも起きていないことから、平成27年12月25日の郵政民営化委員会の所見のとおり「段階的緩和による対応」を急ぎ実現いただきたい。

<個人向け融資>

平成27年7月に当会から提出した意見書において「ローンなど一般の金融機関並みのサービスの提供」を要望していたところ。とりわけ、現在、子育て世代の資金ニーズに対応するため、個人向け融資の認可が焦眉の急と思料。

今般、ゆうちょ銀行が認可申請した「貸越サービス」については、我々が求めたローンとは方法こそ異なるものの、同じ趣旨の業務であることから、一刻も早い実現を願っているところ。

<経営の自由度>

現在、日本郵政グループ各社には、銀行法や保険業法等のいわゆる業法が適用。したがって、他の金融機関同様に法人税や預金保険料等を負担。これに加えて分社化により発生した金融二社との会社間取引にかかる消費税を800億円も負担。

イコールフットィングの観点からは、「上乗せ規制」を一刻も早く撤廃されることを希望。

<ユニバーサル・サービス>

日本郵便株式会社は、郵便及び金融のユニバーサル・サービスの提供を法律で義務付けられているところ。

国内において、少子高齢化、人口減、過疎化が急速に進むなか、ユニバーサル・サービスを安定的に提供していくためには、都市部における収益をもって過疎地におけるユニバーサル・サービスコストに充てる必要がある。そのためには、経営の自由度を高めることが必要不可欠。

なお、暗黙の政府保証など存在しないことは、今までの政府見解や平成27年12月25日の郵政民営化委員会の所見でも明らかにされているところ。

<地方創生>

全国郵便局長会では、これまで長年にわたり、地域貢献や地方創生に取り組んできた。

過疎地においては、行政や金融機関などの撤退が進むなか、郵便局が「最後の地域の拠り所 (last resort)」であり、郵便局がこれらの業務も取り込み、更にはみまもりサービスを新展開するなど業務の再構築をしながら様々なオーダーにお応えして参りたい。

<まとめ>

詰まるところ、過疎地の郵便局の維持、即ち、ユニバーサル・サービスの安定的な提供に向けて、貸越サービス、更には、上乗せ規制の撤廃を早期に実現いただきたい。

これを実現することが郵政民営化の成功につながると確信しているところ。

(参 考)

郵便局長の、地域貢献や地域創生への取り組みについては郵便局長会のホームページ

「ゆうびん局長会 <http://www.postmasters.jp/>」のトップページの「刊行物」の「季刊・全特」のご覧になりたい号の「電子ブックで開く」をクリックしていただくとご覧いただけます。